

参加団体・参加者	参加者発言内容	知事発言内容	参加者の発言に対する県の考え方	担当課
<p>上伊那青少年支援センター設立プロジェクト会議</p> <p>赤沼 利光様 他5名 (伊那市)</p>	<p>○上伊那地域の子ども・若者支援地域ネットワークの形成について</p> <p>1 上伊那農業高校定時制の跡地の使用について</p> <p>・今年の3月で上伊那農業高等学校の定時制が閉課程となったが、この跡地の一部を青少年のサポート支援センターとして活用したいので、施設の使用についてお願いしたい。</p> <p>2 不登校支援員の増員について</p> <p>・支援員の大事な資質のひとつとして、本人に必要なものを消去して、新たな価値観に気づかせるというものがあるが、今の不登校支援策ではそういう支援員が育っていないので、今後は研修などを行い不登校に対し理解がある支援員を増やすような施策をお願いしたい。</p> <p>3 NPO法人の運営に対する支援について</p> <p>・NPO法人（フリーキッズ・ヴィレッジ）の運営は、資金が潤沢でなく非常に厳しい状態であり、今年度元気づくり支援金を200万ほどいただいているが、今後も継続して何らかの支援をしてほしい。</p>	<p>・県の施設をいろんな人たちに使ってもらうことは、基本的には良いことだと思うが、県としてもファシリティマネジメント（注①）然り、どういふふうに使い道を考えるかという意思決定プロセスをまずはしっかりしないとイケないと思っている。</p> <p>・県としての対応が追いついていないことは申し訳ないが、今後具体的に相談させていただきたい。</p> <p>・一人の支援員がどれくらいの金額で子ども達と向き合っ、て、どういふ効果を上げているのかが、数を増やすよりは重要である。一人ひとり子ども達にとってプラスになるように、支援員に現場でしっかり取り組んでもらいたい。支援員の人数は増えただけ学力も体力も向上しないでは困るので、効果的な取り組みをしなければと思う。</p> <p>・元気づくり支援金はもう少し恒久的な制度にしないとイケないのではないかと考えている。</p>	<p>・平成23年12月に県有財産ファシリティマネジメント推進会議を設置し、県有財産の総合調整・総合活用を推進するため、長野県ファシリティマネジメント基本方針を策定しました。</p> <p>なお、ファシリティマネジメント推進会議・プロジェクトチームの下に設置された高校再編に伴う後利用ワーキンググループにおいて、具体的な後利用の検討を行ってまいります。</p> <p>・貸付を希望されている建物は、耐震性の有無が不明であり、維持補修費もかかる恐れがあることから、高校教育課としては、貸付は難しい旨を平成23年3月に説明していますが、ファシリティマネジメント・プロジェクトチームの下に設置された高校再編に伴う後利用ワーキンググループにおいて部局横断的に再度検討を行い、県としての方向性を決定していく予定です。</p> <p>・県及び市町村の不登校支援員等の資質向上については、各教育事務所に設置した「不登校児童生徒地域支援チーム」が中心となって地区推進会議や全県研修会等を開催し、専門家や不登校経験者の講話等を実施するとともに、互いの連携促進を図り、不登校への理解を深めています。</p> <p>・新しい公共の担い手となるNPOの活動を促進するには、収入基盤を強化することが不可欠であることから、「県民協働を進める信州円卓会議」による検討を基に、今年度、NPOの寄附募集を支援する仕組みの設計・構築とそれを運営するNPO法人の設立支援などを行う事業を実施します。寄附募集の仕組みは、平成25年4月から運用を開始する予定で、この仕組みにより、寄附者とNPO活動がつながることができ、資金脆弱なNPOの力になると考えています。</p> <p>・「地域発 元気づくり支援金」は、地域の元気を生み出す発展性のある事業に対し、その立ち上げを支援する制度であり、より効果を高めるため制度を改正し、平成22年度から工夫や発展性を伴う継続的な取組に対して、原則3年を限度に支援を行うことが可能となるよう拡充したところです。</p> <p>今後、その効果等をみながら必要な検討を進めてまいります。</p>	<p>財産活用課</p> <p>高校教育課</p> <p>心の支援室</p> <p>県民協働・NPO課</p> <p>市町村課</p>

参加団体・参加者	参加者発言内容	知事発言内容	参加者の発言に対する県の考え方	担当課
	<p>4 不登校児等に対する新しい学校の設立について</p> <p>・今の小・中学校にあたる新しい学校など、不登校の子ども達が通学できる学校をつくればよいと思う。長野県がモデルになって、古くてもいいので上農の跡地を利用するとか、あるいは教育特区的な学校をつくるとかの施策をお願いしたい。</p>	<p>・どの学校にいても内容が同じなので、今の学校の仕組みに合わない子どもがいる。</p> <p>・副知事のときに特区の議論が盛んで、特区の学校についても話しをしたが、横浜にいたとき、NPOが経営していた学校法人が主体の学校があった。学校を設立するには、私学も公立もそれぞれ設置基準などがあり、柔軟性がないので、昔のチャータースクール（注②）とか工夫してもう少し多様な学校を作りたいと思う。これは行政がやってもいいかなと思う反面、行政がつくる学校だと柔軟性に乏しくなってしまうので、県民の皆さんがやる方がいいような気がするし、教育の多様化はいろいろなレベルでやればいいのではないかと思う。</p>	<p>・今年度策定する「子ども・若者応援計画」の中で、学校になじめない子ども達の居場所作りについて、支援団体の方等の意見等も聞きながら検討してまいります。</p> <p>・構造改革特区において、不登校児童生徒等を対象として教育について「特別なニーズ」があると認める場合には、NPO法人であって一定の実績等を有するものの学校設置を認める「学校設置非営利法人による学校設置事業」が設けられていますので、必要に応じてご利用をご検討ください。</p>	<p>次世代サポート課</p> <p>情報公開・私学課</p>
	<p>5 子どもの権利条例の制定について</p> <p>・子どもの権利条例をつくることにより、民間の支援施設などが守られるので、この条例がしっかりと地域に活かされ、長期の視点に立った支援が可能になるよう具現化したものを制定してもらいたい。</p>	<p>・子どもの権利条例は、これからいろんな方に理解していただけるように、県民の皆様の意見を取り入れていくプロセスをしっかり作っていききたいと思う。</p>	<p>・H23年6月に「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」を設置し、子どもの権利条例を含めた、県として取り組むべき子ども施策について検討しています。</p> <p>・なお、上記委員会の議論の参考とするため、平成23年度は、子どもたちの現状を把握するアンケート調査を実施し、平成24年度は、当事者である子どもたちから直接意見を聞く「子ども部会」を開催する予定です。</p>	<p>子ども・家庭課</p>

注① ファシリティマネジメント

土地、建物、工作物などの財産を経営資源と捉え、総合的かつ長期的な観点によりコストと便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用を行う手法。

注② チャータースクール

公募型研究開発校 保護者、地域住民、教師、市民活動家などが、その地域で新タイプの学校設立を希望し、運営スタッフを集め、その学校の特徴や設立数年後の到達目標を定めて申請する。許可された場合は、公的な資金の援助で学校が設立され、その申請を行なった民間グループが担当する。その意味では公設民間学校である。ただし、所定の年限の内に目標達成や児童が集まらない事態に陥ったときは閉校となり、その負債は運営者が負うことになる。